

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 27.6.9 第 189 回国会第 21 号

6 月 9 日（火）、第 21 回の委員会が開かれました。

## 1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（取調べの録音・録画制度の創設について）

- ・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、葉梨法務副大臣、中山外務副大臣、横島内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 藤原 崇君（自民）

- ・本改正では、取調べの録音・録画義務の例外事由として、録音・録画機器の故障等を挙げているが、機器が複数ある警察署で 1 台が故障した場合や 1 台しか機器がなくても近隣の警察署から機器を運べば対応できる場合に例外事由に該当するか否かについて、伺いたい。
- ・取調べの録音・録画の記録は、公判において供述の任意性を立証するために用いるとされているが、罪体の立証のために利用することも想定しているのか、見解を伺いたい。
- ・被疑者の側から取調べの録音・録画の求めがある場合には、録音・録画義務の対象事件でなくとも、取調べを録音・録画することが、公判のことを考慮すると捜査機関にとっても有益であると考えているが、法務省及び警察庁の見解を伺いたい。

### 階 猛君（民主）

- ・6 月 3 日の原宿警察署での視察において、現場の刑事から実際の取調べでは、捜査官と被疑者等との「心のキャッチボール」をしていく中で真実の追及がなされていくのに、取調べの録音・録画によってそれができにくくなるとの懸念の表明があった。実際は、相互のやりとりではなく、警察が一方的に国民から都合のいい情報を引き出すのみであり、この「心のキャッチボール」にそぐわない実態があるのではないかと考えるが、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・任意捜査として行われる G P S 捜査という手法に問題があると考えているか、法務副大臣の見解を伺いたい。また、令状なしの G P S 捜査は重大な違法であるとの 6 月 5 日の大阪地方裁判所の判断を踏まえ、本法案中、通信傍受に関する改正部分を切り離し、G P S 捜査に関する立法措置の必要性と併せて検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画制度は適正手続の保障に資する制度である旨の 6 月 2 日の内閣法制局長官の答弁を踏まえ

るなら、同制度を全ての事件に適用しなければ憲法第 14 条第 1 項の法の下での平等に抵触するのではないかと考えるが、内閣法制局長官の見解を伺いたい。

- ・本法案において、取調べの録音・録画義務を刑事訴訟法の捜査の章には置かず、公判の章での例外的な位置付けとしていることは問題であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 鈴木 貴子君（民主）

- ・取調べの録音・録画の試行で現在使用されている機器は、大きなものが被疑者の視界に入ってしまうものであり、原宿警察署視察の際も現場の担当者から「被疑者にとって大きなカメラ自体が凶器になる」との話もあったが、なぜこのようなものとしたのか、現場の声を聞かず、取調べの録音・録画に対する後ろ向きな姿勢が表われたものではないのか、警察庁の見解を伺いたい。
- ・捜査側の都合である機器の故障により、録音・録画が不可能となった場合でも取調べを続行することは被疑者の権利保護に支障を来すのではないかと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・録音・録画の目的と利用方法について被疑者が十分に理解していない実態に鑑み、被疑者に対して録音・録画の目的等を説明すべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・録音・録画義務の例外事由の適用判断を捜査側に委ね過ぎており、恣意的な運用を招くのではないかと、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

### 重徳 和彦君（維新）

- ・昨年 7 月の国連自由権規約委員会から出された、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 40 条（b）に基づく第 6 回政府報告に関する最終見解において、日本の刑事司法制度について様々な指摘がなされたが、最終見解に対する今後のフォローアップについて、政府としての対応状況を伺いたい。

- ・米国内務省の国別人権報告書において、日本の刑事司法制度について様々な指摘がなされているが、中には、政府の立場が十分反映されていないものもあり、そうしたものについては、きちんと情報を発信して、改めるように働きかけるべきであると考えているが、政府の認識を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画を行うことによって、捜査側の不当な取調べ、弁護側の過剰な弁護や不当な妨害を防ぎ、フェアな取調べが行われることで、これまで様々な議論のあった取調べの弁護人立会いの問題についても、第一歩を踏み出せるのではないかと思うが、法務省の見解を伺いたい。

### 井出庸生君（維新）

- ・警察庁が取調べ技術向上のための教本として使用している「取調べ（基礎編）」（平成24年12月警察庁刑事局刑事企画課）において推奨されている「自由再生質問」を積極的に行った場合、これにより得られる膨大な供述を記録するには、録音・録画が適しているため、取調べの録音・録画制度は、捜査に支障を生じさせるというよりも、むしろ、捜査に必要なものであると考えているが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・警察における録音・録画制度の対象事件を、裁判員裁判対象事件と定めることは、両制度の目的が異なることから相当でなく、争いのある事件については広く取調べの録音・録画を行うべきであると考えているが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・法制審議会の特別部会での議論において、最高裁判所の委員から、供述の任意性の立証には取調べの録音・録画の記録媒体が最適であり、最終的には、対象事件でなくても、記録媒体のない事件では、検察側により重い立証責任を負わせる運用となるであろうという趣旨の意見が述べられたが、そのような状況において、取調べの録音・録画制度の対象事件と非対象事件とで、同じように公正な事実認定、判断を行うことができるのか、最高裁判所当局に伺いたい。

### 清水忠史君（共産）

- ・村木事件、志布志事件及びPC遠隔操作事件のような事件や日常的に起きる痴漢事件などのえん罪を防止するために、取調べの録音・録画を行うことは必要ないと考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画義務の例外事由に該当するかどうかの判断権が、被疑者側ではなく、捜査機関側に与えられている理由について、伺いたい。
- ・本法案において、指定暴力団の構成員による犯罪を取調べの録音・録画義務の例外としている理由について、国

家公安委員会委員長に伺いたい。

### 上西小百合君（無）

- ・検察官によって取調べの録音・録画義務の例外事由に該当すると判断され、録音・録画がなされなかったが、裁判所では、例外事由に該当しないと判断された場合の扱いについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・録音・録画をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときに該当するものとして、立案過程において想定された具体的状況について、伺いたい。
- ・取調べの録音・録画義務に例外事由を認めることにより、誘導尋問やえん罪再発体質が温存されるおそれがあるのではないかと。また、足利事件における信憑性の薄いDNA型鑑定及びこれによって得た自白に過度に依存した捜査の反省について、法務大臣の所感を伺いたい。